

公的年金受給者の多くの方は、町・県民税を納付書や口座振替で納める**普通徴収**により納めてもらっています。21年10月からは、65歳以上の方の公的年金にかかる町・県民税を年金から差し引きする**特別徴収制度**が始まります。

## 対象になる方

4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得にかかる個人住民税の納税義務のある方

## 対象にならない方

- ・当該年度分の公的年金給付の年額が18万円未満の方
- ・介護保険料が特別徴収されていない方
- ・当該年度の特別徴収額が公的年金給付の年額を超える方

## 新たな税金の負担は生じません

町・県民税の公的年金からの特別徴収は、社会保険庁などの「年金保険者」が町に直接納める納税方法に変更するだけで、新たな税金の負担は生じません。

	納 税 方 法
給与所得やその他の所得にかかる税金	納付書や口座振替、給与から差し引き
公的年金所得にかかる税金	公的年金から差し引き

## 納付方法



## 徴収方法

### 平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

(例)住民税の年税額が  
6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

月	納付書で納める (普通徴収)			
	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

平成21年度の納め方

月	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただくことになります。



平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし (特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。